

「特別規定」

◇競技専門部の設置について

次の事項を遵守することを条件に、新たな競技の専門部を設置することを認める。

1. 設置を認める条件

- (1) その競技が中学生の発達段階に応じたものであり、教育的効果が十分に期待されるものであること。
- (2) その競技を運営するに必要な専門部が中学校教職員を中心として、組織できること。
- (3) その競技団体が県体育協会に単独で加盟登録していること。

2. 大会参加に際し守るべき条件

- (1) 鹿児島県中学校総合体育大会開催基準及び大会要項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (2) 鹿児島県中学校総合体育大会への参加は、専門部の組織が確立し、大会運営の態勢が整備された時点からとする。

3. その他、設置及び大会参加に際しての必要事項については、随時協議するものとする。 なお、上記の条件に適合しない事態が発生した場合は、専門部の設置及び大会への参加を見直すこととする。

また、これら設置等に関することは、評議員会で決定するものとする。

4. この規定は、平成14年4月18日から実施する。